

いふ懲人の懲ハあし又ハやきとよめり
追討を加へんを何ぞあし——安き事あり
んとの心なり——扼其喉咽とハ倍ハ喉と
くむといふ心なり——扼ハくむとよめ
已出羽守上奏の旨趣はより陸奥國より
勅符を下して卦救ふ——さよ——作出され
——又義教多あれた誓ひれを略之

前々太平記出羽守夷賊退治の事下にえ
享二年三月出羽守の夷賊を余人数のこ
くに起りて秋田城に押寄するそ奸孽を

尋ねむ通代の玉司故系興世密は夷民のを
あり——いど朝廷いほご是を許さむ出羽
下され——いりりぬ己が自恣を以出羽國を
今より各別小治めな——次の但し夷民を
玉司さ——んとの内意願は僅——て古來の
玉法を改めて——新親はもぬをり柳け出羽
玉といふハえ夷刑と一玉——を天武の
御宇より引かれて玉司を刑はありし
なりされとも元來同玉なれば民俗に能習
事なく皆夷民の例を用三代実録貞觀又